

令和5年度 申告相談のお知らせ

市民税・県民税等の申告は、税額を決定するだけでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料等の算定基礎となるほか、行政サービスを受けるために必要な手続きです。

申告の要否を裏面の「申告要否判定フローチャート」でご確認の上、申告が必要な方は右ページの必要書類を事前に準備してください。

申告相談開催期間

申告期間	令和5年2月10日（金）から3月15日（水）まで 時間 午前9時から（午前の部 受付：午前8時30分から午前11時まで） 午後1時から（午後の部 受付：午前11時から午後4時まで）
------	--

※受付は土日祝日、振替休日を除く平日となります。各地区の日程は裏面をご覧ください。

※混雑時には、午前の部での受付であっても午後からの相談になる場合がありますのでご了承ください。

休日申告日	2月19日（日） 築館・若柳・栗駒・志波姫地区
	3月5日（日） 若柳・栗駒・一迫地区
	3月12日（日） 築館・高清水・金成地区 時間 午前9時から（受付：午前8時30分から午前11時まで） 午後1時から（受付：午前11時から午後4時まで）

※休日申告は、平日の日程で都合がつかない方を対象としています。

混雑状況によっては、長時間お待ちいただく場合がありますので、平日での申告にご協力ください。

※休日申告では、お住まいの地区以外の会場でも申告相談できます。

新型コロナウイルス感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を行いますのでご協力をお願いします。

- 来場時の検温、手のアルコール消毒、マスクの着用をお願いします。
- 発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただく場合があります。
- 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えてください。
- 混雑時には三密（密集・密閉・密接）を避けるため、入場制限をする場合があります。
- 申告に従事する職員は、感染症対策を施して申告相談を行います。

新型コロナウイルス感染症に係る給付金等について

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体等から支給された給付金等については、所得税法等の法令上、その支援の対象や目的等により、課税対象となる場合があります。

各種支援金等は課税対象になりますので、受け取った場合には申告が必要になります。来場の際は受取額が分かる書類を持参してください。

築館税務署での申告のご案内【築館税務署：22-2261（自動音声案内）】

申告作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は税務署での当日配付と、LINEを通じたオンラインによる事前発行があります。配付方法等の詳細は、国税庁ホームページ等でご確認してください。なお「入場整理券」の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○開設期間 2月16日（木）から3月15日（水）まで ○開設時間 午前9時から午後5時まで

○会場 築館税務署 3階作成会場

※令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。制度に関する一般的なご質問やご相談は、

「軽減・インボイスコールセンター」で受け付けています。

【フリーダイヤル 0120-205-553（無料） 9:00~17:00（土日祝除く）】

税務署での申告をお願いする方 【築館税務署：22-2261（自動音声案内）】

- 青色申告を行う事業主
- 先物、株式・配当所得及び雑損控除にかかる申告をされる方
- 新規の住宅借入金等特別控除及び住宅関連税額控除の適用を受ける方
- 個人間での取引で土地・建物など不動産の譲渡をした方（収用以外）
- その他高度な判断を要する方

申告相談に必要なもの

- ①本人名義の還付金振込み先の口座番号等がわかるもの（預金通帳等）
- ②税務署から送付された案内はがき等（送付された方のみ）
- ③マイナンバー確認書類（個人番号カードまたは個人番号通知カード、住民票等のマイナンバーの記載がある書類）及び本人確認書類（運転免許証等）
※家族分の申告をする場合は、家族分もお持ちください。コピーは必要ありません。
- ④各種所得、控除に応じた下表の必要書類

	所得・控除の種類	必要な書類
所得	給与・年金	源泉徴収票または支払証明書等の原本 （電子交付されている場合は、印刷のうえ持参してください。）
	事業（営業等） 不動産等	収支内訳書（収入・経費を計算し記入したもの） ※収入、経費に関する各種帳簿（領収書などの証明書類）等
	農業	収支内訳書または「農業所得計算ノート」（収入・経費を計算し記入したもの） ※収入、経費に関する各種帳簿（領収書などの証明書類）等 【ご注意下さい】出荷販売していない（家庭菜園などで自家消費のみの）場合、 農業所得の申告対象になりません（経費も対象になりません）。
	その他の所得	令和4年中に得た収入額がわかる書類
控除	医療費控除 医療費控除の特例	○医療費控除の明細書 または セルフメディケーション税制の明細書 明細書の添付が必須です。控除を受ける方は必ず作成してください。
	社会保険料控除 小規模企業共済掛金控除	各種保険料（税）領収書や控除証明書、支払額が確認できる書類等
	生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社等からの各種控除証明書 ※通帳等・領収書・証書では受付できません。
	障害者控除	各種障害者手帳、市発行の障害者控除対象者認定書等
	寄附金控除	都道府県や市町村等へ寄附した際の領収書、証明書、受納書
	住宅借入金等特別控除	借入金の年末残高等証明書、住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送付されたもの）

申告相談時間や待ち時間の短縮のため、医療費控除や事業（営業等・農業）、不動産等所得を申告する方は、必ず収支をまとめた上で申告会場へ来所ください。

※収支をまとめていない場合は、まとめてからの受付になります。

申告書は自分で作成し、提出しましょう！

申告会場は大変混雑することが予想されますので、郵送等による提出にご協力ください。

- 確定申告の場合
e-Tax で送信するか国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで申告書を作成し築館税務署へ提出または郵送（〒987-2292 栗原市築館薬師二丁目2番1号 築館合同庁舎）してください。
詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。
- 住民税申告の場合
市ウェブサイトに住民税申告書の様式を掲載しておりますので、印刷・記入のうえ税務課へ提出または郵送（〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号）してください。
詳しくは、栗原市ウェブサイト（<https://www.kuriharacity.jp>）をご覧ください。